

第21号 社会福祉施設

1 趣旨

市街化調整区域において、その設置がやむを得ないと認められる社会福祉施設を対象とするものである。

2 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のすべてに該当しなければならない。

- (1) その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められるものであること。
- (2) 設置について国等の定める基準に適合するものであること。
- (3) 北九州市の福祉施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたものであること。
- (4) 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 市街化調整区域内の近隣（概ね500メートル以内）に、関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれが有する機能及び提供するサービスが、密接に連携するもの。

イ 当該施設を利用する者の安全等を確保するため設置場所に配慮する必要があるもの。

ウ 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要なもの。

3 予定建築物の規模及び用途

- (1) 規模 第一種低層住居専用地域に適用される建蔽率、容積率、高さ及び外壁の後退距離の基準（建蔽率にあつては10分の4以下の数値と、容積率にあつては10分の6以下の数値とする。）に適合するものであること。
- (2) 用途 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（ただし、保育所を除く。）又は更生保護事業法第2条に

規定する更生保護事業の用に供する施設。ただし、いずれの施設も入所施設又は通所施設に限る。